

## 公害苦情・公害紛争について

公害問題でお悩みのとき、これを解決するには以下の方法があります。

### ステップ1 公害苦情相談窓口に相談する

まず最初に、公害苦情相談窓口である環境対策課にご相談下さい。  
公害苦情の多くは、この段階で解決されています。

公害苦情相談窓口：環境対策課（TEL：0768-23-1853）

ステップ1で解決できず争いとなった場合、ステップ2 または ステップ3に進みます。

### ステップ2 公害紛争処理制度を利用する

公害紛争の事案によって1, 2の方法があります。

1. 石川県公害審査会にあつせん、調停、仲裁を申請する。  
→石川県公害審査会のホームページをご覧ください。  
（石川県公害審査会は県の公害紛争処理機関です。）  
お問い合わせ：石川県環境部環境政策課  
（TEL：076-225-1463）
2. 公害等調整委員会にあつせん、調停、仲裁、裁定を申請する。  
→公害等調整委員会のホームページをご覧ください。  
（公害等調整委員会は国（総務省）の公害紛争処理機関です。）

石川県公害審査会ホームページ  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/annai/kujyousinsakai.html>

公害等調整委員会ホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/kouchou/>

### ステップ3 その他の解決手段

公の機関によって強制的に解決したい場合

1. 地方裁判所又は簡易裁判所に民事訴訟を提起する。
2. 地方裁判所に仮処分を申請する。

公の機関によって円満に解決したい場合

1. 簡易裁判所に民事調停を申し立てる。
2. 簡易裁判所において、起訴前の和解（即決和解）により、裁判官の面前で相手方と話し合いで解決する。

### 解決方法の流れ

